

SNA関連統計体系の整備に関する専門会議の設置について

平成 16 年 3 月 31 日
各府省統計主管部局長等会議申合せ

「統計行政の新たな展開方向」(平成 15 年 6 月 27 日 各府省統計主管部局長等会議申合せ)で取り上げられたSNA関連統計体系の整備に関する事項について、政府部内の連絡及び調整並びに検討を行うため、「各府省統計主管部局長等会議の設置について」(平成 13 年 2 月 1 日 各府省統計主管部局長等申合せ)に基づき、下記によりSNA関連統計体系の整備に関する専門会議を設置する(以下「専門会議」という。)

記

- 1 専門会議の構成は、別紙のとおりとする。ただし、同専門会議において、必要があると認めるときは、構成員を追加することができる。
- 2 専門会議は、必要に応じワーキンググループを設けることができる。
ワーキンググループは、関係府省等の担当課長、学識経験者等をもって構成する。
- 3 専門会議及びワーキンググループ(以下「専門会議等」という。)に座長 1 人を置く(座長は、構成員の互選により定める。)
- 4 専門会議等の構成員たる学識経験者等は、総務省統計局統計基準部長が委嘱する。
- 5 専門会議等の招集は、総務省統計局統計基準部統計審査官が行う。
- 6 専門会議等は、必要と認めるときには、構成員以外の学識経験者等から意見を聴くことができる。
- 7 専門会議等の庶務は、内閣府の協力を得て、総務省統計局統計基準部統計審査官が行う。

(別紙)

「SNA関連統計体系の整備に関する専門会議」構成員

関係府省

内閣府経済社会総合研究所国民経済計算部長
総務省統計局統計基準部統計審査官
総務省統計局統計調査部消費統計課物価統計室長
財務省財務総合政策研究所調査統計部調査統計課長
文部科学省科学技術・学術政策局調査調整課長
厚生労働省大臣官房統計情報部企画課統計企画調整室長
農林水産省大臣官房統計部統計企画課長
経済産業省経済産業政策局調査統計部経済産業調査官
国土交通省総合政策局情報管理部建設調査統計課長
環境省大臣官房総務課環境情報室長

学識経験者

勝浦 正樹 名城大学経済学部教授
小巻 泰之 日本大学経済学部助教授
清水 雅彦 慶應義塾大学経済学部教授
菅 幹雄 東京国際大学経済学部助教授
西村 清彦 内閣府経済社会総合研究所総括政策研究官
(兼 東京大学大学院経済学研究科教授)
舟岡 史雄 信州大学経済学部教授
(50音順)

オブザーバー

日本銀行調査統計局経済統計課長

統計行政の新たな展開方向
【抜粋】

平成 15 年 6 月 27 日
各府省統計主管部局長等会議

第 2 社会・経済の変化に対応した統計の整備

2 GDP 関連統計等の見直し

(1) GDP 推計のための基礎統計の整備

ア 基礎統計の整備・充実

< 背景・現状 >

QE は、平成 14 年 8 月 30 日に公表した平成 14 年 4-6 月期の 1 次速報から新しい推計方法に移行しており、新しい推計方法では、迅速な景気判断に資するよう、QE の 1 次速報（以下「1 次 QE」という。）の公表を従来より 1 ヶ月弱早めた結果、1 次 QE は各四半期の翌々月、QE の 2 次速報（以下「2 次 QE」という。）は、その翌月に公表することになったほか、従来の需要側統計に加え、供給側統計を中心に、利用する基礎統計を大幅に拡充した。

GDP の確報及び確々報は、1993 年に国連が勧告した国民経済計算に関する体系（以下「国連 93 SNA 勧告」という。）に基づき、コモディティ・フロー法、付加価値法等により推計されており、確報は各年度終了後約 9 か月後、確々報は約 21 か月後に公表されている。

「経済財政運営と構造改革に関する基本方針 2002」（平成 14 年 6 月 25 日閣議決定）において、「景気動向の把握がより迅速かつ的確に行えるよう GDP 統計及び関連する一次統計の精度・速報性を向上させる」こととされている。

GDP 推計のための基礎統計の整備・充実に関連して、現在、次のような状況が見られる。

- ・ 1 次 QE の推計については、基礎統計のうち推計作業を行う際の対象となる四半期について、3 か月目の数値の利用が時間的に間に合わないものがあり、また、2 次 QE で新たな基礎統計が加わる場合（民間企業設備）に、1 次 QE と 2 次 QE の乖離の原因となる可能性がある。特に、基礎統計が「月ごとに振れが大きい」場合に乖離が大きくなる可能性がある。

- ・ Q E の推計に使用する供給側統計については、主としてサービス部門（公的サービス分野を含む。）の基礎統計が十分に揃っていない。
- ・ 確報及び確々報推計において、生産額及び中間投入比率作成のための十分な情報が得られないものがある。
- ・ ソフトウェアには、市場において購入されるもの（受注型ソフトウェア及び汎用型ソフトウェア）と、自社開発されるもの（インハウス型ソフトウェア）とがあり、国連 93 SNA 勧告において、無形固定資産として取り扱うこととされているが、既存の統計調査では汎用型ソフトウェア及びインハウス型ソフトウェアの資産の取得状況等（特に汎用型ソフトウェアの中間消費・固定資本形成の別、インハウス型ソフトウェアの生産額及び費用構造）が把握されておらず、包括的な推計を行うことができない。

<基本方向>

Q E 推計の精度向上に資するため、基礎統計の公表の早期化に努めるとともに供給側基礎統計の整備を推進する。その際、公的サービス分野については業務統計の活用を図る。

確報推計の精度向上に資するため、サービス分野を中心とした基礎情報把握のための統計整備を推進する。

<具体的方策>

（１）Q E 推計の精度向上の観点からの基礎統計の整備

基礎統計の公表の早期化

ア Q E 推計に活用されている基礎統計について、関係府省は、平成 15 年度以降、統計の精度を考慮しつつ、引き続き業務の改善等により公表の早期化に努める。

イ 内閣府及び財務省は、平成 16 年度から実施予定の法人企業動向調査と財務省景気予測調査を統合した新たな調査において、金融・保険業を含めた設備投資の実績見込みの公表を早期化し、Q E 推計の精度向上を図る。

供給側基礎統計の整備

ア Q E の供給側推計において十分な情報が得られないサービス分野について、関係府省は、平成 15 年度以降、特定サービス産業動態統計調査を中心として供給側基礎統計の充実を図る。

イ また、公的サービス分野（上下水道、廃棄物処理等）については、関係府省は、平成 15 年度以降、業務の電算処理の進展状況に対応して、さらなる統計の整備を検討する。

（２）確報及び確々報推計の精度向上の観点からの基礎統計の整備

確報推計時においても欠落している基礎情報のうち、GDP 推計の精度向上にとって重要度の高いもの（飲食店関係、旅館、機械修理等）について、関係府省は、平成 15 年度以降適宜、特定サービス産業実態調査を始めとして既存の年次調査又は周期調

査の活用を図るとともに、必要に応じ新たな統計調査を実施するなど基礎統計の整備を図る。

国民経済計算体系（SNA）の推計の精度向上に資するため、無形固定資産としてのソフトウェアのうち、インハウス型ソフトウェアについて、内閣府は、必要に応じ関係府省と連携して、平成15年度以降、IT関連統計調査の整備等を通じて、インハウス型ソフトウェア資産の取得状況等を把握する。

なお、汎用型ソフトウェア資産の取得状況等については、その把握の可能性を含め、引き続き検討する。

イ 財政支出データの活用

<背景・現状>

「公的固定資本形成」については、受注者側統計（建設総合統計）から推計しているものの、（ ）機械設備に対する投資を含まず、（ ）QE推計時には3か月目の値が公表されていないため、3か月目の値を回帰式などから推計せざるを得ない状況となっている。

また、「政府最終消費支出」については、（ ）「雇用者報酬」（人件費）を主要関係機関からのヒアリング（自衛隊、公立学校、警察及び東京都の職員数）などから推計しているほか、（ ）「中間消費」（庁費・物件費及び旅費）については、中央政府分は年度予算額、地方政府分はトレンド延長額（1次QE）又は「地方公共団体消費状況等調査」（2次QE）の結果として得られる年度予算額を、過去の四半期パターンで分割する方法によって、それぞれ推計している。

「公的固定資本形成」、「政府最終消費支出」の基礎統計となる財政支出統計については、年度ベースの予算・決算データはあるものの、四半期ベースによる支出データについて、カバーしている範囲、区分や利用可能な時期の面等で制約があり、支出又は進捗の実態を適切に反映した四半期推計が難しい状況にある。

なお、公共事業の四半期推計については、支払ベースと進捗ベースとの乖離をどのように調整するかという課題がある。

一方、国では、会計事務の効率化等の観点から、財務会計システムの整備を進めてきており、これに伴い、財政支出データについては、電子情報として、QE推計に利用できる可能性があると考えられる。

<基本方向>

「公的固定資本形成」及び「政府最終消費支出」に関するQE推計の精度向上に資するため、財政支出データに関して、電子情報での利用可能性について調査・検討を行う。

<具体的方策>

関係府省は、平成15年度以降、国の財務会計システムにおける財政支出データに関して、

電子情報でのQ E 推計への利用可能性について調査・検討を行う。

ウ 国民経済計算体系の視点からの統計体系の整備

<背景・現状>

統計の体系的整備を図るためには、SNAが基本的な視点を与えることから、基礎統計を見直すだけでなく、相対的に満足できる領域と不足している領域を明確に把握するため、継続的に統計の整備状況を点検することが必要である。

具体的には、SNAにおける生産（産業別）支出（主体別）及び分配（要素別）それぞれに関連する基礎統計の整備状況を点検することが必要であり、デフレーター（物価指標）に関連する基礎統計の整備状況も検討する必要がある。

<基本方向>

SNAの視点から、統計の整備状況を点検し、政府全体として統計体系の整備を推進する。

<具体的方策>

SNAの視点から、統計の整備状況を点検し、政府全体として統計体系の整備を検討する場を設ける。具体的な検討事項としては、以下のものが考えられる。

SNAにおける生産、支出及び分配面での関連する基礎統計の整備状況に関する事項

デフレーターに関連する基礎統計の整備状況に関する事項

GDP関連統計の見直しの推進に関する事項

（２）資本ストック統計の整備

<背景・現状>

資本ストックに関する唯一の調査統計である国富調査は、昭和45年を最後に中断されているが、同調査を再開することは記入負担が重く予算・人員等の制約もあることから、極めて困難な状況となっている。

このため、「統計行政の新中・長期構想」（平成7年3月10日統計審議会答申）において、企業の有形固定資産の把握の充実について提言されており、各個別統計調査で有形固定資産項目を充実させているほか、法人保有の建物等の現況を把握するため法人土地基本調査及び法人建物調査を実施するなど、その推進が図られてきている。また、資本ストック関連の統計としては、内閣府による「国民経済計算（純固定資産）」及び「民間企業資本ストック」があり、それぞれ1年ごと及び四半期ごとに公表されている。

また、企業の有形固定資産の把握については、各個別統計調査で有形固定資産項目を充

実させているものの、まだ未整備の分野があり十分なものとなっていない。

さらに、「国民経済計算（純固定資産）」及び「民間企業資本ストック」については、昭和45年実施の国富調査の結果を基に毎年の資産増加額を足し上げることにより推計されていることから、両統計の精度が低下している可能性が指摘されている。

<基本方向>

企業の有形固定資産の把握については、各個別統計調査において有形固定資産項目の更なる充実を図る。

資本ストック関連統計の精度向上に努める。

<具体的方策>

関係府省は、平成15年度以降適宜、各個別統計調査において、各産業分野の実態を踏まえ、企業の有形固定資産項目の充実を図る。

資本ストック関連統計の精度向上を図るため、内閣府は、平成15年度に民間企業ストックの推計に用いる係数を見直すための統計調査を実施する。

資本ストックの実態把握の改善に資するため、内閣府は、平成15年度以降、既存統計調査で把握されている資本ストックと内閣府が推計している資本ストックとの比較・検証を行う。